

益田市告示第 8 3 号

益田市空き家バンク登録推進奨励金交付要綱を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

益 田 市 長 山 本 浩 章

益田市空き家バンク登録推進奨励金交付要綱

益田市空き家バンク登録推進補助金交付要綱（平成 2 6 年益田市告示第 1 1 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、益田市空き家バンク事業実施要綱（平成 2 6 年益田市告示第 2 7 5 号。以下「実施要綱」という。）に規定する益田市空き家バンク事業（以下「空き家バンク」という。）への空き家の登録を促進することを目的として、予算の範囲内において交付する益田市空き家バンク登録推進奨励金（以下「奨励金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 実施要綱第 6 条第 2 項本文により空き家バンクに登録された物件をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

（交付対象者）

第 3 条 奨励金の対象となる者は、平成 2 9 年 4 月 1 日以後に空き家バンクに物件登録した空き家の所有者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 継続して 2 年以上空き家バンクに登録すること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（交付額等）

第 4 条 奨励金の額は、当該空き家に係る家屋に対して賦課された固定資産税額に相当する額とし、空き家バンクに登録した日の属する年度の固定資産税額とする。ただし、当該固定資産税額が、3 万円を超えるときは 3 万円を奨励金の額とする。

2 奨励金の額に 1 千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

る。

3 奨励金の交付は、1の登録物件に対して1回限りとする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、益田市空き家バンク登録推進奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 市税の納税証明書

(2) 対象となる空き家の登録日の属する年度の固定資産税額が分かる書類

(3) 誓約書（様式第2号）

2 前項の申請書の提出は、空き家バンクに登録した日から起算して3月を経過する日又は登録した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日を期限とする。ただし、提出の遅延にやむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、申請者に係る第3条各号に掲げる要件を審査し、奨励金の交付の可否を決定するとともに、当該決定の内容を益田市空き家バンク登録推進奨励金交付決定（申請却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、奨励金の交付の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。

(奨励金の請求)

第7条 前条第1項の規定により奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、奨励金の交付を請求しようとするときは、益田市空き家バンク登録推進奨励金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が、空き家バンクに登録した日から2年を経過する日までの間において次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨励金の交付決定を取り消すとともに、既に交付している奨励金があるときは、当該奨励金について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 実施要綱第8条第1項の規定により空き家登録を抹消されたとき。

(2) 第3条第2号若しくは第3号の要件に該当しなくなったとき、又は虚偽の申請その他不正行為があったことが明らかとなったとき。

(3) 自己の利益のために当該空き家を利用したとき。

(4) 実施要綱第9条第2項本文に規定する利用希望者登録をしていない者又は3親等以内の親族に売却し、又は賃貸したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
(有効期限)
- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、同日までに交付の決定がなされた奨励金については、同日後も、なおその効力を有する。